

一般社団法人海外と文化を交流する会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海外と文化を交流する会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本と海外諸国との文化交流を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本と海外の文化人及び文化団体との交流並びにその斡旋
 - (2) 日本文化を海外に紹介し、又は海外文化を日本に紹介するための講演会、講座及び研究会の開催並びにその斡旋
 - (3) 海外文化に関する調査及び資料の収集、刊行
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の(1)と(2)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、第5条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

(退会)

第8条 会員は、その旨を会長に届け出て、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第6条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 計算書類の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するには、社員に対し、総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から当該総会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づいて日常の業務を執行し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき日常の業務を分担処理する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第26条 この法人は、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めて選任し、総会の承諾を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長からの諮問に対し、参考意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、法人法第90条第2項に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款、役員名簿、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事（会長）は ジョージ・ギッシュとする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。